

令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行业務仕様書

1. 事業名

令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行业務

2. 履行期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

市民生活を送る上で必要な各種手続きをはじめとする行政情報や公共施設の案内、市民のくらしに役立つ情報をまとめた、ひたちなか市くらしの便利帳（以下、「便利帳」という。）を官民の協働事業として発行・全戸配布することを目的とする。

4. 業務の内容

【作成の視点】

- ・市民が読みやすいものであること
- ・伝えるポイントがはっきりとしていて、わかりやすいものであること

（※以下の規格、内容は想定であり、企画提案や協定前の仕様調整により変更することがある。）

（1）規格

- ① サイズ : A4
- ② ページ数 : 140～150ページ程度（行政情報は70～80ページ程度）
- ③ 紙質 : 表紙 コート紙A判 86.5 kg相当、本文 上質紙または再生紙等A判 35kg相当
- ④ 刷色 : 4色刷り（ユニバーサルデザインを基本とする）
- ⑤ 製本 : 無線綴じ

（2）発行部数

73,000部（広報戦略課納品分・広告クライアント分を含む）

（3）内容

①デザイン等

協働発行业務者において、デザイン・レイアウト（地図・イラスト等を含む）を行うこと。ただし、市との十分な打ち合わせ協議の上、進めること。

②刷り色

配色については、色覚バリアフリーに配慮すること。

③データ提供

市は行政情報を電子データで協働発行业業者に提供すること。また、写真・イラスト等、事前に許可が必要な場合には必要期日までに使用許可を取ること。

(4) デジタル活用に関する提案

協働発行业業者は、紙媒体に加え、デジタル活用について提案を行うこと。

(5) 制作方法

①市は、便利帳の制作に必要な情報を協働発行业業者に提供する。

②協働発行业業者は、便利帳に広告を掲載しようとする者を募り、便利帳を制作する。

③協働発行业業者は、市からの情報、協働発行业業者が収集する情報及び広告により便利帳を制作する。

④協働発行业業者は、便利帳の企画、編集、印刷、製本その他の発行业務を市と協議の上行うこと。

(6) 校正

校正は文字校正2回、色校正2回を基本とする。

(7) 電子データ

完成したデータは、PDF形式でデータをCD-ROMまたはDVD-ROMに収納し、納めること。

(8) 費用負担

協働発行业業者は、便利帳の発行及び配布に係る全ての費用を負担する。ただし、市が協働発行业業者に提供する情報作成費用は、市の負担とする。

(9) 配布

①くらしの便利帳を、発行日から30日程度で市内の全世帯に配布すること。

②くらしの便利帳が未配布の世帯が生じ、かつ、市又はその世帯から配布の要請があった場合は発行日から60日間に限り、その都度配布を行うこと。

(10) 市保管分の納入場所

ひたちなか市企画部広報戦略課

(11) 責務

①市は、市が協働発行业業者に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負う。

②協働発行业業者は、広告及び広告掲載者に係る苦情等に関し、その責務を負う。

5. 個人情報の取扱い

協働発行业業者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

6. 所有権等

完成した電子データ（PDF形式データ）を広報戦略課に渡すものとし、印刷物の著作権等、一切の権利はひたちなか市に帰属するものとする。

7. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、協働発行业業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、協働発行业業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、協働発行业業者は、協定履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 協働発行业業者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、協働発行业業者がその損害を賠償することとする。
- (4) 協働発行业業者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。
- (5) 作成に係る交通費等、一切の費用はすべて協働発行业業者が負担するものとする。

8. その他

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度ひたちなか市と協議すること。